中央公園放置車両対策仕様書

１　目的

中央公園内の通行の妨げになっている放置された自転車等に警告書添付等を実施し、公園内の良好な環境を維持する。

２　場所

　　中央公園

　※別紙範囲図の区域を重点的に実施する。

３　対象車両

　　中央公園内の駐輪場以外の場所に放置されている自転車、原動機付自転車、自動二輪（以下「放置車両」という。）

４　作業内容

⑴　作業内容

ア　放置車両のハンドル等目立つ位置に別途広島市が提供する警告書を巻き付けホッチキス等で留める。その際、園路の通行の妨げとなっている車両については、付近の邪魔にならない場所へ移動する。

イ　アの警告書の添付が終わった状態を各場所で写真撮影し、報告書に当該写真を添付して市へ実施結果を報告する。

ウ　警告書の添付から７日が経過した後速やかに、アで警告書を添付した放置車両の残存状況を現地で確認し、残存している放置車両については、各場所で1箇所にまとめておく。

エ　ウで残存していた放置車両の状況を写真撮影する。その際、各場所で自転車、原動機付自転車、自動二輪の種別に分けて数量を数えておく。

オ　エの残存車両の場所、種別、台数を広島市へ報告書に写真を添付して報告を行う。

　⑵　実施回数

　　　年４回（四半期に１回）

※　具体的な作業日については、別途と協議のうえ決定するものとする。

５　その他

疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたき、あるいは、本仕様書に記載のない細部については、協議し、その指示に従うこと。

(参考)中央公園放置車両対策業務仕様書

１　業務名

　　中央公園放置車両対策業務

２　業務の目的

　　本業務は、中央公園内の通行の妨げになっている放置された自転車等に警告書添付等の対策を実施し、公園内の良好な環境を維持することを目的とする。

３　業務履行場所

　　中央公園

　※別紙範囲図の区域を重点的に実施する。

４　対象車両

　　中央公園内の駐輪場以外の場所に放置されている自転車、原動機付自転車、自動二輪（以下「放置車両」という。）

５　業務内容

⑴　作業内容

ア　放置車両のハンドル等目立つ位置に別途広島市が提供する警告書を巻き付けホッチキス等で留める。その際、園路の通行の妨げとなっている車両については、付近の邪魔にならない場所へ移動する。

イ　アの警告書の添付が終わった状態を各場所で写真撮影し、報告書に当該写真を添付して市へ実施結果を報告する。

ウ　警告書の添付から７日が経過した後速やかに、アで警告書を添付した放置車両の残存状況を現地で確認し、残存している放置車両については、各場所で1箇所にまとめておく。

エ　ウで残存していた放置車両の状況を写真撮影する。その際、各場所で自転車、原動機付自転車、自動二輪の種別に分けて数量を数えておく。

オ　エの残存車両の場所、種別、台数を広島市へ報告書に写真を添付して報告を行う。

　⑵　実施回数

　　　年４回（四半期に１回）

※　具体的な作業日については、広島市担当職員と協議のうえ決定するものとする。

６　その他

　　受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたき、あるいは、本仕様書に記載のない細部については、広島市担当職員と速やかに協議し、その指示に従うこと。